

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	視覚障害者の要望が強い録音図書作成に関する適用除外の範囲拡大。
法改正を必要とする理由	<p>現在、国連において「障害者権利条約」の起草作業が進められている。2004年3月現在の草案第13条d,e,f項においてはそれぞれ「障害のある人に適した新たな技術(情報通信技術及び支援技術を含む。)の研究、開発及び生産に着手し及びそれを促進すること」「障害のある人が情報を利用する機会を確保するための他の適当な形態の援助及び支援を促進すること」「公衆にサービスを提供する民間主体が、その情報及びサービスを障害のある人にとって利用可能及び使用可能な形態で提供することを奨励すること」が提案されている。</p> <p>わが国では現行法で著作権法第37条において図書館等における点字や録音図書の作成による複製が視覚障害者に対する適用除外とされているところであるが、視覚障害者の間では点字図書よりも録音図書に対する需要が高いにも関わらずその提供は諸外国に比して大きく立ち後れている。米国では1996年に制定されたChafee条項により視覚、或いは聴覚その他の障害者の情報伝達における幅広い例外規定が設けられたところであり、これに倣い録音図書の作成に関してはNPO法人やボランティアによる作成にも道を開くよう要件を緩和すべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 37 条 ※下線部分が追加箇所</p> <p>公表された著作物は、点字又は録音(専ら視覚障害者の貸出しの用に供する目的のものに限る。)により複製することができる。</p> <p>2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理し、又は音声により再生(専ら視覚障害者に供する目的のものに限る。)する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。)を行うことができる。</p> <p>3 図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、特定非営利活動促進法に基づく法人で文化庁長官の認可を受けた者は、専ら視覚障害者向けの用に供するために、公表された著作物を録音その他の手段により複製し、演奏し、口述することができる。</p> <p>5 文化庁長官は、前項に基づく認可を行った場合はその旨を官報で告示する。</p>
団体名	知財系 BLOG 運営者会議

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	聴覚障害者の著作物利用機会が妨げられている現状の是正を目的とした字幕作成・手話通訳・要約筆記等の緩和。
法改正を必要とする理由	<p>現在、国連において「障害者権利条約」の起草作業が進められている。2004 年 3 月現在の草案第 13 条 d,e,f 項においてはそれぞれ「障害のある人に適した新たな技術(情報通信技術及び支援技術を含む。)の研究、開発及び生産に着手し及びそれを促進すること」「障害のある人が情報を利用する機会を確保するための他の適当な形態の援助及び支援を促進すること」「公衆にサービスを提供する民間主体が、その情報及びサービスを障害のある人にとって利用可能及び使用可能な形態で提供することを奨励すること」が提案されている。</p> <p>このように、障害者の情報アクセス権確立に対して国際的な取り組みが進められている一方で、わが国では放送に係る字幕作成の要件が厳しいだけでなく手話通訳や要約筆記に関する適用除外が未整備であるなど、聴覚障害者の情報アクセス環境が諸外国に比して大きく立ち後れている。</p> <p>米国では 1996 年に制定された Chafee 条項により、視覚、或いは聴覚その他の障害者の情報伝達における幅広い例外規定が設けられたところであり、これに倣い NPO 法人やボランティアによる字幕作成・手話通訳・要約筆記に関する適用除外規定を整備すべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 37 条の 2 ※下線部分が追加箇所 (聴覚障害者のための自動公衆送信及び手話通訳、文字起こし等)</p> <p>聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、特定非営利活動促進法に基づく法人で文化庁長官の認可を受けた者は、専ら聴覚障害者向けの用に供するために、公表された著作物に係る音声を手話(手話表現を器具又は影像により再生する方法を含む。)により通訳し、又は文字に起こして聴覚障害者に伝達することができる。</u></p> <p><u>3 文化庁長官は、前項に基づく認可を行った場合はその旨を官報で告示する。</u></p>
団体名	知財系 BLOG 運営者会議